opusdei.org

年間第7週・金曜日 59. 家族を守る

年間第7週・金曜日 59. 家族 を守る 一 イエス、結婚の尊 厳の原初の純粋さを取り戻 す。一致と不解消性。 一 結 婚の本質に関する使徒職。夫 婦生活の模範。家族の聖性。 ー キリスト者の結婚。

2024/05/24

年間第7週・金曜日

59. 家族を守る

- イエス、結婚の尊厳の原初の純粋 さを取り戻す。- 致と不解消性。
- 一 結婚の本質に関する使徒職。夫婦 生活の模範。家族の聖性。

- キリスト者の結婚。

59.1 イエスは結婚の尊厳を初めの純 粋さを取り戻す。結婚の一致と不解 消性

今日のミサの福音¹は周囲のあらゆる村からやって来た大勢の人々にが教えていることについて述れています。彼らは神の言葉を熱したは、せいない間には、モーセの掟をして、彼らの間には、モーセの掟を対し、で変きつけて、彼に挑もファスをできかいました。彼らは、でなる、であるにました。彼らは、なるを離縁するのは法にかなっている

かどうかという質問を投げかけました。 た。イエスは彼らに尋ねました。

「モーセはあなたに何を命じましたか?」彼らは答えます。「モーセは、男が離縁状を書き、妻を見捨てることを許しました」。これはすべての人に認められましたが、問題は、何かの理由²、取るに足りない理由、または全く何の理由もなく妻を離縁するのは合法であるかどうかということです。

した。この証明は事実上、多くの残忍な習慣に特徴づけられた当時にとっては、社会的な進歩でした³。

キリストは結婚の尊厳を初めの純粋 さに戻します。「神が創造の初めに 制定したように。神は男と女を創造 された。男は父母を離れて女と結ば れ、二人は一体となるために彼らは もはや二人ではなく一つである。そ のため、神が結んだものを誰も引き 離すことはできない」。

聖マタイによれば、群衆はこの教えのとに驚きました。どのとないは弟はした。とのというにたか、ますいいに表れている。とのというに表れている。を尋れている。とを見れている。「妻を離るといる。」のきりのでは、まれば、一妻を離るとにまれてものでは、「妻を離るとにある者はだれでもる者はだれでもある。」

を犯すことになり、夫を離縁して他 の男と結婚する者はだれでも姦通の 罪を犯すのである | 。

主は、神が初めに結婚の一致と不解 消性を確立されたことを示されまし た。聖ヨハネ・クリゾストモはこの 教えについて、結婚は一人の男が一 人の女と一生を共にすることである と、非常に明白で単純な言い方で説 明しています。「結婚が永久に続 く解消できない絆を伴う制度として 神が制定されたこと、またそれは、 人間の法によらず、まさに自然の修 復者である主キリストによって保護 され、強められ、高められているこ とし。それ故、この法は、人々の裁 量にも、配偶者自身の裁量(意志) にさえも従属しないことを、神法と 自然法の守護者であり解釈者である 教会の教導職は絶えず教えてきまし た。

結婚は単なる私的な契約ではありません。それは両方の関係者とその合意協定によって壊されてはなりません。どんなに強くそう思われても、離婚を正当化することのできる人間的な理由はありません。なぜなら、からです。

聖ヨハネ・パウロII世は、キリスト 者の配偶者に、たとえキリスト者と しての生活が当然与えられるべき考 慮を受けなかったり、実際に、激し く攻撃されたりする国で生活すると しても、家庭でキリストの教えを実 行する際に信仰深くあるようにと熱 心に説きました⁷。 私たちは頻繁に 家族の安定のために祈らなければな りません。自分の家族から始めま しょう。そして、常に他人への本物 の奉仕と絶えることのない朗らか さ、周りの人々を神のもっと近くに 連れていく効果的な使徒職を通し て、この平安をもたらすための一致 の道具であるように努力しなければ なりません。

日々、家族で最も必要としている人 のために祈りますか? 最も弱いメン バー、または最も危ないと感じてい る人に注意を払っていますか? 病気 の人をやさしく世話をしています か?

59.2 結婚の本質についての使徒職。 配偶者の模範。家族の聖性

結婚の意味を説明するとき、主は、 当時ユダヤ人の間にあった雰囲気が 主の教えに反するという事実を者は 介しませんでした。キリスト者 が結婚の価値と聖性を擁護する き時、世間で出遭う困難や時によせ 人々の嘲笑に驚くべきではありること は、社会全体すべてに限りない善を は、社会です。

イエスは結婚制度に関する教えで、 当時の潮流に逆らいました。配偶者 (夫婦)と家族生活を聖化するため に7つの秘跡の1つに制定すること によって、それを元来の尊厳に戻 し、さらに超自然的秩序に高めまし た。今の時代には、結婚の価値とそ の本質的な特徴は攻撃を受けていま す。また、多くの地域で、痛烈な風 刺によって嘲笑さえ受けています。 そして、イエスがなさったように、 家族を擁護し、一つに結ばれた堅固 な家族が社会の基礎(基盤)となる のはキリスト者の義務です。

家族は、社会生活を営んでいるすべての人々から、しっかりと注目され、支えられるものでなければなりません。教育者、著述家、政治家、そして法律家は、社会と個人の問題の大部分は、家族生活の失敗、または崩壊に根ざしていることを心に留めなければなりません。少年犯罪や売春と戦うと同時に、家族制度を批

判したり、破壊したりするような考えに賛成するのは、軽薄で矛盾した態度です。

あらゆる面において家族の善は、社 会生活でのキリスト教的活動の重な関心事の一つでなければなり野で、社会的活動の様々な分野で、教 を家庭は、経済的、社会的、文化的手段を用りいるられ、育てられなければなりなり、 がいるの手段は、社会の基本的は、 その手段は、社会の基本した続け は、その手段は、必要で緊急な援助 なのです。

しかしながら、社会的、政治的生活における家族の役割は、ただ受身でいることはできないことは理解されなければなりません。彼ら自身が、まず国の法と制度が「家族の権利と義務を損なうことなく支え、積極的に擁護することを理解するために、前進する第一の人」にならなければ

なりません(同44)。このようにして、真の家族政策(同)は促進されるでしょう 8 。

キリスト者の配偶者の模範と喜び は、彼らの子どもたちや、友だち関 係、学校関係、仕事上で知り合うよ うになる他の家族との間で、使徒職 のための道を切り開かなければなり ません。どの家族も同じように、当 たり前の困難の経験の只中にあっ て、この朗らかさは、聖なる生活を しようと真剣に戦ったり、結婚の召 命の恩恵に一致したりすることから 出て来ます。そうすれば、子どもた ちは自分の召命に従い、神を喜ばせ る方法で、次々に、素晴らしい善を 社会に貢献していきます。キリスト 教的家族の雰囲気、一人ひとりが人 間的、超自然的徳 - 朗らかさ、真 心、節制、勤勉、相互の尊敬など生 きる雰囲気を保つために自分にでき るあらゆる方法を使ってそうしてい くのです、

59.3 キリスト者の結婚

超自然の秩序に上げられた人間的愛 は、秘跡によって神の愛が善いもの に変え、神聖なものにし、その愛を 照らされ深く豊かにされます。神は 神聖な絆で男女を一つに結ばれ、結 婚において彼らを聖化するお方で す。そのため、神が結びつけたもの は誰も離れさせてはなりません。正 確には、神が男と女を神の絆で結び つけられたので、二つの身体と二つ の心は、教会と共にあるキリストの 教会との一致に似て、今は一つの 肉、一つの、ただ一つの身体と一致 した同じ心なのです。

結婚は単なる社会的制度でも、法律上(民法と教会法)の身分でもありません。それは、犠牲と愛に溢れた新しい生活でもあり、配偶者を聖化し、家族を構成するすべての人を聖化するのです。

主との祈りの間にしばし立ち止ま り、日々の振舞いの様々な面を糾明 するのは良いことです。家庭生活は 議論や批判、または、不満のない温 かく愛情深いものであるべきです。 私たちは、家のことに心を配り、子 どもたち、兄弟、姉妹、または両親 の物質的な必要の世話をするのに自 らを役立たせなければなりません。 週末や休暇は、怠慢と無駄に時を費 やす気晴らしを避け、うまく活用す るべきです。家族旅行を準備し、休 暇の計画を立てるなどして休暇を聖 化しながらも困難に出遭っても落ち 着き、お祝いは控え目で、キリスト 者としてのやり方は完全に分別があ るべきです。相応しく、折の良い忠 告と同時に、他人の自由と意見に対 する尊敬があるべきです。子どもた ちの(または弟、妹の)勉強と人間 的向上に関心を持たなければなりま せん。私たちはもっと愛のこもった 世話と理解を要求する人々のために 犠牲をする心構えを持つべきです。

万いに人間的、超自然的愛で愛し 合っていれば、両親は、子どもたち が(日々の)生活が提起する数々の 疑問に対する答えを得るために、両 親に注目することでしょう。家庭の 雰囲気が楽しく、自然徳を実行する ことが大切にされているなら、キリ スト者の理想と気高い人間的望みは 維持されるでしょう。そうすれば、 家庭は、教会の絶えることのない刷 新が行われ、聖ヨハネ・パウロ||世 が私たちに呼びかけられた、世界の 新しい福音化を実践する特別な恩恵 を持つ場になるでしょう¹⁰。

汚れない愛の御母、聖母に、私たちのために彼女の息子イエスから溢れるほどの恩恵を獲得してくださるように願いましょう。自分の家族と地上のすべてのキリスト信者の家族のために。

- 1マルコ10:1-2
- 2マタイ19:3
- ³ The Navarre Bible, St Mark, in loc 参照
- 4 マタイ19:10
- ⁵ 聖ヨハネ・クリゾストモ, Homilies on St Matthew's Gospel, 6 2、 1 参照
- ⁶ Pius XI, Encyclical, Casti connubii, 3 1 Dicember 1 9 3 0
- ⁷型ヨハネ・パウロII世, Homily of the Mass for Christion Families, Madrid, 2 November 1 9 8 2 参照
- 8 Spanish Episcopal Conference, Pastoral Instruction, Catholics in Public Life, 2 2 April 1 9 8 6, 1 6 0 - 1 6 2
- ⁹ エフェソ5:22 参照

¹⁰ 聖ヨハネ・パウロII世,Address, 21 November 1978

pdf | から自動的に生成されるドキュメント https://dev.opusdei.org/ja-jp/article/ TO-VII-kin/(2025/08/05)